

はじめに



本県は、富士山、南アルプス、八ヶ岳、奥秩父山塊と四方を名峰に囲まれ、県土の約8割を森林が占める自然豊かな県です。緑あふれる森林から生み出される清らかな水や澄んだ空気など、本県の恵み豊かな自然環境は国内外に誇れる県民共有の貴重な財産であり、将来の世代へと引き継いでいく必要があります。

このため、県では「第3次山梨県環境基本計画」を策定し、基本目標を『人と地球の豊かさを創り、未来へつなぐふるさと山梨』、目指すべき将来像を『環境に配慮した生活様式や事業活動が定着するとともに、豊かな自然環境の保全と、適正な活用がバランスよく進む、持続可能な社会』と定め、環境の保全と創造を総合的、計画的に推進しています。

まず、脱炭素社会の実現に向けて、太陽光発電を今後の再エネ導入の柱に位置づけ、大規模な工場や一般住宅などへの普及を強力に進めるとともに、県の太陽光条例に基づき一部区域への設置を規制し、地域環境や県民の安全安心な生活との両立を図って参ります。

次に、生物多様性の保全や生活環境被害の軽減に向けて、増えすぎたニホンジカが生態系や農林業に深刻な被害をもたらしていることに鑑み、県猟友会や市町村と連携し、積極的に個体数調整のための捕獲を実施し、捕獲したニホンジカをジビエや皮製品として有効利用していきます。

環境に関する課題が複雑・多様化する中で、環境と調和した持続可能な社会の実現に向けた取組を着実に推進していくためには、県民や事業者、行政など多様な主体の連携と積極的な参画が不可欠です。

本書は、山梨県環境基本条例第9条の規定に基づき、令和5年度における本県の環境の状況及び環境の保全と創造に関して講じた施策を取りまとめたものです。

多くの皆様に本書が活用され、環境に対する関心が一層高まり、環境保全活動への実践につながることを願っています。

令和7年3月

山梨県知事 長崎 幸太郎